

第62回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

エスペック株式会社

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.espec.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称
ESPEC NORTH AMERICA, INC.

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN. BHD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社の数 なし

- (2) 持分法適用の関連会社の数 なし

- (3) 持分法を適用していない非連結子会社（ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN. BHD. 他）は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が12月31日のESPEC NORTH AMERICA, INC.、ESPEC (CHINA) LIMITED、愛ス佩ク環境儀器（上海）有限公司、愛ス佩ク試験儀器（広東）有限公司、ESPEC KOREA CORP. および上海愛ス佩ク環境設備有限公司は、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- (イ) 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

- (ロ) デリバティブ

時価法によっております。

- (ハ) たな卸資産

仕掛品は主として個別法による、その他のたな卸資産は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

- (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

- (ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- (ハ) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- (ニ) 製品保証引当金 製品の保証期間に係る無償のアフターサービス費用の支出に備えるため、売上高に対する保証費用の発生経験率に基づき計上しております。
- (ホ) 役員退職慰労引当金 国内連結子会社は、取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議しておりますが、現任役員の役員退職慰労金制度廃止日までの就任期間に対応する金額を引当計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しております。
- (ロ) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- (ハ) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は13百万円減少、再評価に係る繰延税金負債が59百万円減少、その他有価証券評価差額金が36百万円増加、土地再評価差額金が59百万円増加、法人税等調整額が22百万円増加しております。

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

当社は、平成27年2月12日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与、福利厚生 の 拡 充、お よ び 株 主 としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入を決議いたしました。

信託型従業員持株インセンティブ・プランは、エスペック従業員持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであります。信託型従業員持株インセンティブ・プランでは、当社が信託銀行に「エスペック従業員持株会専用信託口」（以下、「従持信託」という。）を設定し、従持信託は、平成27年2月以降3年間にわたりエスペック従業員持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得いたします。その後は、従持信託からエスペック従業員持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持

信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

当社株式の取得および処分については、当社が従持信託の債務を保証しており、当社と従持信託は一体であるとする会計処理（以下、「総額法」という。）をしております。従って、従持信託が所有する当社株式を含む資産および負債ならびに損益については連結計算書類に含めて計上しております。

当連結会計年度の末日現在の自己株式の帳簿価額および株式数は次のとおりであります。

	当連結会計年度末
自己株式の帳簿価額	550百万円
うち当社所有自己株式の帳簿価額	360百万円
うち従持信託所有自己株式の帳簿価額	189百万円
自己株式数	680,455株
うち当社所有自己株式数	521,955株
うち従持信託所有自己株式数	158,500株

また、総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は次のとおりであります。

	当連結会計年度末
長期借入金	196百万円

なお、上記会計処理は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告30号 平成27年3月26日）を適用したものであります。

II 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

III 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	4百万円
------	------

(2) 担保付債務

買掛金	一百万円
-----	------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	10,376百万円
-------------------	-----------

3. 受取手形割引高	48百万円
------------	-------

受取手形裏書譲渡高	9百万円
-----------	------

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づいて事業用土地の再評価を行っております。

(1) 土地の再評価方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録された価額(固定資産税評価額)に合理的な調整を行う方法および同条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価による方法により算出しております。

(2) 再評価を行った年月日

平成14年3月29日

(3) 再評価を行った土地の決算期末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,029百万円

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	23,781		—		—	23,781

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	302百万円	13円	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年11月13日 取締役会	普通株式	162百万円	7円	平成26年9月30日	平成26年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	441百万円	19円	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(注) 本決議による「配当金の総額」には、この配当の基準日である平成27年3月31日現在で「エスペック従業員持株会専用信託口」が所有する当社株式（自己株式）数158,500株に対する配当金3百万円を含んでおります。

3. 当連結会計年度末の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金等の金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理に関する規定に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、外貨建営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約取引を利用してヘッジしております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。長期借入金は、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入に伴う信託口における金融機関からの借入であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	9,270	9,270	—
(2) 受取手形及び売掛金	13,744	13,744	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,766	7,766	—
(4) 支払手形及び買掛金	(5,301)	(5,301)	—
(5) 未払法人税等	(742)	(742)	—
(6) 長期借入金	(196)	(196)	—
(7) デリバティブ取引(*2)	(0)	(0)	—

*1 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

*2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格等によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、ならびに(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	48

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

VI 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,521円96銭

1株当たり当期純利益 91円19銭

信託型従業員持株インセンティブ・プランによって設定される従持信託が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として認識しているため、1株当たり当期純利益金額の算定上、当連結会計年度の「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式数を控除して算定しております。また、1株当たり純資産額の算定上、「1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」は、当該株式数を控除して算定しております。

なお、当連結会計年度において、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は26,133株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、158,500株であります。

VII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

VIII その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (ロ) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。
 - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (イ) 製品・原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。製品の一部で個別法を採っております。
 - (ロ) 仕掛品 個別原価計算手続きに基づく個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
2. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 15年～50年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (4) 投資その他の資産（長期前払費用） 法人税法に規定する定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。
 - (3) 製品保証引当金 製品の保証期間に係る無償のアフターサービス費用の支出に備えるため、売上高に対する保証費用の発生経験率に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は16百万円減少、再評価に係る繰延税金負債が59百万円減少、その他有価証券評価差額金が36百万円増加、土地再評価差額金が59百万円増加、法人税等調整額が19百万円増加しております。

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

信託型従業員持株インセンティブ・プランに関する注記については、連結計算書類の連結注記表（追加情報）と同一の内容であるため、注記を省略しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響額は軽微であります。

III 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,132百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 2,525百万円 |
| 長期金銭債権 | 720百万円 |
| 短期金銭債務 | 155百万円 |
| 3. 土地の再評価 | |
| 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づいて事業用土地の再評価を行っております。 | |
| (1) 土地の再評価方法 | |
| 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録された価額(固定資産税評価額)に合理的な調整を行う方法および同条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価による方法により算出しております。 | |
| (2) 再評価を行った年月日 | |
| 平成14年3月29日 | |
| (3) 再評価を行った土地の決算期末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | |
| △1,029百万円 | |

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	3,541百万円
仕入高等	1,006百万円
営業取引以外の取引高	259百万円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当事業年度期首	増	加	減	少	当 事 業 年 度 末
普通株式（株）	521,715	163,140		4,400		680,455

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	240株
従持信託の自己株式取得による増加	162,900株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

従持信託からエスベック従業員持株会への譲渡による減少	4,400株
----------------------------	--------

なお、従持信託が所有する当社株式を自己株式数に含めており、当事業年度末現在において従持信託が所有する当社株式（自己株式）数は158,500株であります。

平成27年6月24日開催定時株主総会決議予定による「配当金の総額」には、この配当の基準日である平成27年3月31日現在で「従持信託」が所有する当社株式（自己株式）158,500株に対する配当金3百万円を含んでおります。

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払社会保険料	16百万円
賞与引当金	115百万円
製品保証引当金	71百万円
未払事業税	59百万円
投資有価証券評価損	184百万円
資産除去債務	16百万円
減損損失	25百万円
減価償却限度超過額	8百万円
その他	52百万円
繰延税金資産小計	551百万円
評価性引当額	△212百万円
繰延税金資産合計	338百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務	3百万円
前払年金費用	76百万円
その他有価証券評価差額金	345百万円
繰延税金負債合計	425百万円
繰延税金負債	86百万円

上記以外に土地の再評価に係る繰延税金資産および負債があり、その内訳は以下のとおりであります。

(再評価に係る繰延税金資産)

再評価に係る繰延税金資産	604百万円
評価性引当額	△604百万円
再評価に係る繰延税金資産合計	－百万円

(再評価に係る繰延税金負債)

再評価に係る繰延税金負債	565百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	565百万円

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	ESPEC (CHINA) LIMITED	所有 直接 100%	役員の兼任 資金援助	資金の貸付 (注1)	95	その他流動資産 関係会社長期貸付金	300 720
				利息の受取 (注1)	7	その他流動資産	2
子 会 社	愛ス佩克環境 儀器 (上海) 有 限 公 司	所有 間接 100%	役員の兼任 当社製品の 販売	製品の販売 (注2)	1,113	売 掛 金	583

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ESPEC (CHINA) LIMITED に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 愛ス佩克環境儀器 (上海) 有限公司に対する製品の販売については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,395円84銭
1株当たり当期純利益 86円19銭

信託型従業員持株インセンティブ・プランによって設定される従持信託が所有する当社株式については、計算書類において自己株式として認識しているため、1株当たり当期純利益金額の算定上、当事業年度の「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式数を控除して算定しております。また、1株当たり純資産額の算定上、「1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」は、当該株式数を控除して算定しております。

なお、当事業年度において、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は26,133株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、158,500株であります。

Ⅸ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X その他の注記

該当事項はありません。